別表２

| 種目 | 品目 | 性能 | 障害及び程度 | | | 基準額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 排泄管理支援用具 | ストマ用装具（蓄便袋） | 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。ラテックス製又はプラスチック製 | 身体 | ― | ⑴　直腸機能障害により人工肛門（ストマ）を造設している者<br>⑵　⑴以外の者で、直腸機能障害又は小腸機能障害があり、医師の意見書により当該用具の必要性が認められる者 | 8,858 | ①　別表３に掲げる付属品を含めることができる。<br>②　洗腸排便法を行う者については、洗腸用具も対象とする。<br>③　排泄孔を複数有する場合（双孔式を含む。）であって、排泄孔ごとにストマ用装具を必要とする場合（医師の意見書により確認できる場合に限る。）は、月額の２倍を基準額として給付する。 |
| | ストマ用装具（蓄尿袋） | 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。ラテックス製又はプラスチック製 | 身体 | ― | ⑴　ぼうこう機能障害により人工ぼうこう（ストマ）を造設している者<br>⑵　⑴以外の者で、ぼうこう機能障害があり、医師の意見書により当該用具の必要性が認められる者 | 11,639 | ①　別表３に掲げる付属品を含めることができる。<br>②　カテーテルとその先に使用する採尿バッグは、保険医療材料として医療費に含まれない場合は支給対象とする。<br>③　両側尿管皮膚瘻での人工膀胱造設者で、基準額を超えて利用することが想定される場合（医師の意見書により確認できる場合に限る。）は、月額の２倍を基準額として支給する。 |
| | 紙おむつ等 | 紙おむつ（尿取りパッド含む）、サラシ・洗腸用具、ガーゼ、おしり拭き | 身体 | ３歳以上 | 紙おむつを必要としており、次のいずれかに該当する者<br>⑴　ぼうこう・直腸機能障害で、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者<br>⑵　ぼうこう・直腸機能障害で、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害がある者<br>⑶　直腸機能障害で先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者<br>⑷　乳幼児期以前（概ね３歳以前）で発症した非進行性の脳病変により運動機能に障害があり、自力での排尿又は排便が困難な者 | 12,000 | ⑷については、脳性麻痺のほか、乳幼児期以前に発症した脳炎又は脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による全身性障害を有する者が想定される。 |